

# 保険者に標準的に期待する目標等 新旧対照表

適正化事業	第7期 保険者に標準的に期待する目標等	第6期（第3期介護給付適正化計画） 保険者に標準的に期待する目標等
〔要介護認定の適正化〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因について分析を行う。</li> <li>・ 調査項目の選択状況について、認定調査員間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。</li> <li>・ 審査判定結果について、合議体間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務分析データ（合議体別グラフ作成ツールを含む）及び地域包括ケア「見える化」システム等（以下「業務分析データ等」という。）を活用し、客観的な状況を把握する。特に、一次判定から二次判定の重度変更率に留意する。</li> <li>・ 認定調査結果の点検、認定調査員等研修、介護認定審査会委員の連絡会等による適正化の取組を実施。 （例：ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修を実施する、審査会委員の連絡会において模擬審査会を行い、審査判定手順を確認するなど）</li> <li>・ 業務分析データ等の内容を定期的に確認し、適正化の取組の適切性を評価する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、要因について分析を行う。</li> <li>・ 調査項目の選択状況のばらつきの改善を図る。</li> <li>・ 合議体間の格差の改善を図る。等</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務分析データで合議体ごとの特徴、他と比較した特徴を把握。・認定調査結果の点検作業、調査員への問い合わせ等から、要因について分析する。</li> <li>・ ばらつきのある調査項目に重点を置いた調査員研修を実施する・模擬審査会を通じ、審査判定手順の確認や審査会委員間の考え方の情報共有を図る。</li> </ul> </li> </ul>
〔ケアプラン点検〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管内のすべての介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有する。</li> <li>・ ケアプラン点検の効果を検証し点検方法を改善する。</li> <li>・ （都ガイドライン（※1）を活用していない場合）ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施する。</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者として点検の視点や、規模を明確にして、計画的に実施する。 （例：3年間で管内の事業所を一巡する、管内事業所や給付費の状況を勘案して点検テーマを設定して実施するなど）。</li> <li>・ 介護支援専門員に対する集団指導や説明会を通じ、点検対象の介護支援専門員以外にも点検結果等の共有を図る。事業所や地域包括支援センターの主任介護支援専門員に事業への協力を依頼する。事業所の管理者にも事業趣旨の普及啓発を図る。</li> <li>・ 課題のあった事例に対して、点検後の経過を把握する。 （例：ケアプランの再点検や、利用者・介護支援専門員向けアンケートの実施等）</li> <li>・ 都からガイドラインを活用したケアプラン点検の実施について、専門的な助言を行う人材の派遣を受ける。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を活用したケアプラン点検を実施する。</li> <li>・ ケアプラン点検の効果を検証し点検方法を改善する。等</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員に対して、ガイドラインを活用したケアプラン点検についての説明会を開催する。</li> <li>・ 都から専門的な助言を行う人材の派遣を受ける。</li> <li>・ 点検によるケアマネジメントの質の向上及び費用の効率化について、保険者と主任介護支援専門員でより効果の高い点検方法について検討し、それに基づく点検を実施する。</li> </ul> </li> </ul>

※1 都ガイドライン：「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」

<p>〔住宅改修・福祉用具点検〕 （第6期：住宅改修等点検）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、事業者に対して普及啓発を図る。</li> <li>・ 申請内容の精査により、確認を要する案件を選定し、効果的な訪問調査となるよう検討を図る。</li> <li>・ 福祉用具貸与における貸与価格や、軽度の要介護者の利用について適正化を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会の開催や、制度案内パンフレットの配布等を通じて、適切な住宅改修・福祉用具の在り方について普及啓発する。</li> <li>・ 疑義が生じやすい改修内容や福祉用具品目、申請理由等を記録し、類似する事例を調査対象とすることで訪問調査の質を高める。調査の際、可能な限り事業者や利用者の家族等にも同行を求める。</li> <li>・ 福祉用具貸与について、介護給付適正化システムの活用により、疑義のある案件を抽出して事業者等に確認をとるほか、貸与価格の状況について、利用者に周知を図る。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>〔縦覧点検・医療情報との突合〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保連合会処理分以外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。</li> <li>・ 点検の効率性を高め、点検実施件数を増やす。</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明を活用し、点検ノウハウを高める。</li> <li>・ 国保連マニュアル（※2）を活用し、点検効率を高めながら、定期的を実施する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保連処理対象外分の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目について点検を実施する。</li> <li>・ 点検の効率性を高め、点検実施件数を増やす。等</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦覧点検・医療情報との突合で未実施の項目を把握し、処理方法について検討を行う。</li> <li>・ 点検ノウハウを蓄積する方策について検討する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>〔介護給付費通知〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。</li> <li>・ 効果や課題を把握し、改善点がある場合には再度見直して実施する。</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知内容や回数、対象者等を適宜見直しながら実施する。また、介護支援専門員に対して利用者への説明協力を求める。</li> <li>・ 広報媒体として、適正化事業全般や推進したいサービス等の趣旨・内容に関する案内を行う。</li> </ul> </li> </ul>	
<p>〔給付実績の活用〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付実績の活用において活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。</li> <li>・ 効率的・効果的な活用方法を検討し、活用帳票を拡大する。</li> </ul> </li> <li>○ 実施内容・方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保連合会の研修会や出張説明、国保連マニュアルを活用するほか、先行保険者の事例を参考にし、点検ノウハウを高める。</li> <li>・ サービス内容の確認のほか、ケアプラン点検や実地指導等、他の事業にも活用できる帳票を選定・点検する。</li> </ul> </li> </ul>	

※2 国保連マニュアル：「国保連合会介護給付適正化システム＜提供情報活用マニュアル＞」